

仕様書

1 件名 オフィス環境整備等（下水道建設事務所 島津事務所）

2 概要

本仕様書は、下水道建設事務所（島津事務所）に必要な什器等を購入し、京都市上下水道局（以下「当局」という。）が指定する場所に設置し、不要となった什器を指定する場所（敷地内）へ運搬するものである。

3 対象物品

別紙「物品購入等明細書」に記載したもの。

4 納入期間

（1）令和8年7月1日から令和8年7月31日までの間で、当局が指定する日とする。
納入日時等の詳細なスケジュールについては、契約決定後に当局と協議すること。

（2）納入時間は、原則午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、当局が承諾する場合はこの限りではない。

5 納入場所

（1）京都市伏見区島津町159
下水道建設事務所（島津事務所）

6 特記事項

- （1）物品は、別紙「物品購入等明細書」の製品にて応札すること。
- （2）別紙「物品購入等明細書」に記載している配送搬入他諸経費には、配送、搬入、組立、据置（部材含む）、梱包、残材処理、不要什器等の運搬、掃除までを入札価格に含めること。
- （3）搬入時には、養生を実施すること。万が一、製品及び建築物を破損した場合は、受託者において原状回復もしくは原状回復費用を負担すること。
- （4）各作業・工程における廃材・ゴミ等については、受託者が処理すること。
- （5）運搬車両の進入、退出、停車等に当たっては、十分な注意を払い、通行人等の安全を最優先とすること。
- （6）受諾者及び作業員が故意過失により当局又は第三者に損害を与えた場合は、受託者はこれを賠償する責を負うものとする。
- （7）本仕様書に定めていない事項については、定める必要がある場合は、当局と受託者

間において、協議し定めるものとする。

- (8) 契約決定後、各什器の品番、単価及び配送搬入他諸経費の細分が分かる内訳書を提出すること。

7 支払い

別紙「物品購入等内訳書」の製品が全て納入・設置された後、受託者からの請求に基づき請求後30日以内に支払う。